

令和6年度

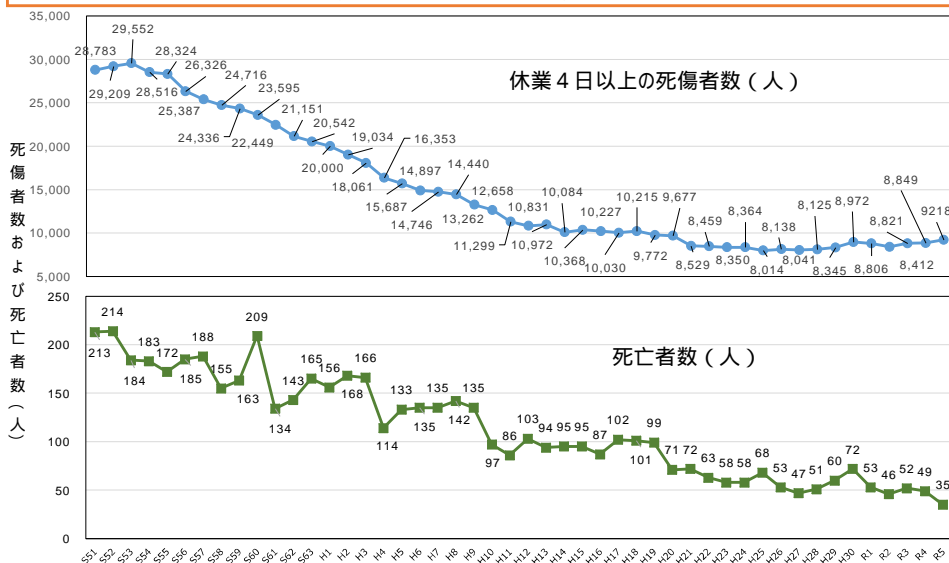
第2回 +safe協議会（小売業）

令和7年1月16日（木）

大阪労働局 労働基準部 安全課・健康課

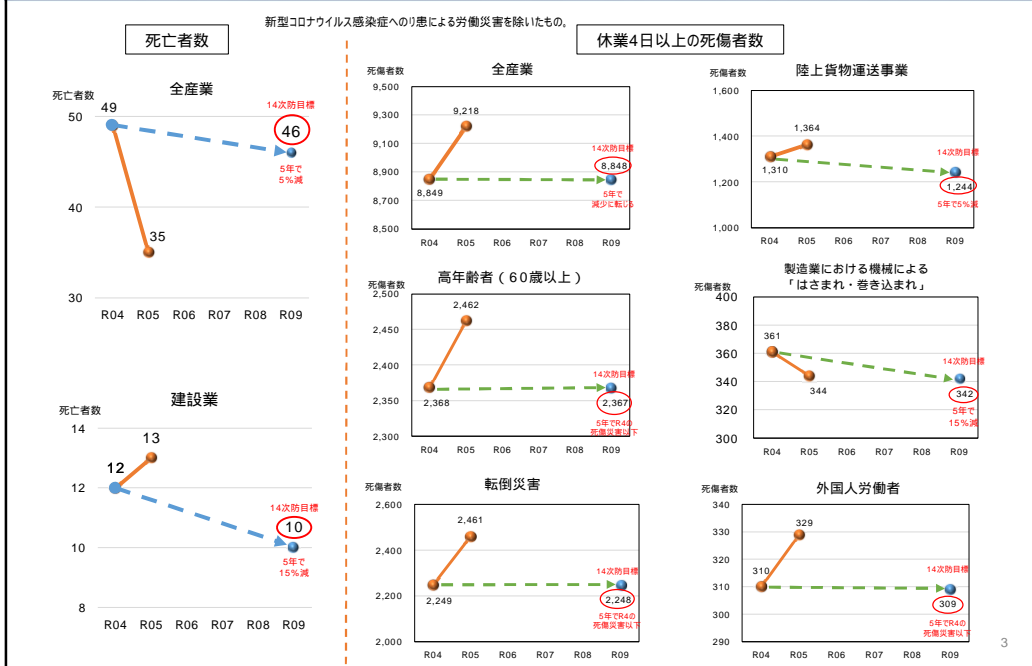
労働災害による死亡者数、死傷者数の推移（大阪労働局）

死亡者数は、数年ごとに増減を繰り返しているものの長期的には減少傾向にある。令和5年は、過去最少となった。
休業4日以上の死傷者数は、平成19年に10,000人を切ったものその後は、8,000人台で推移していたが、近年増加傾向にある。

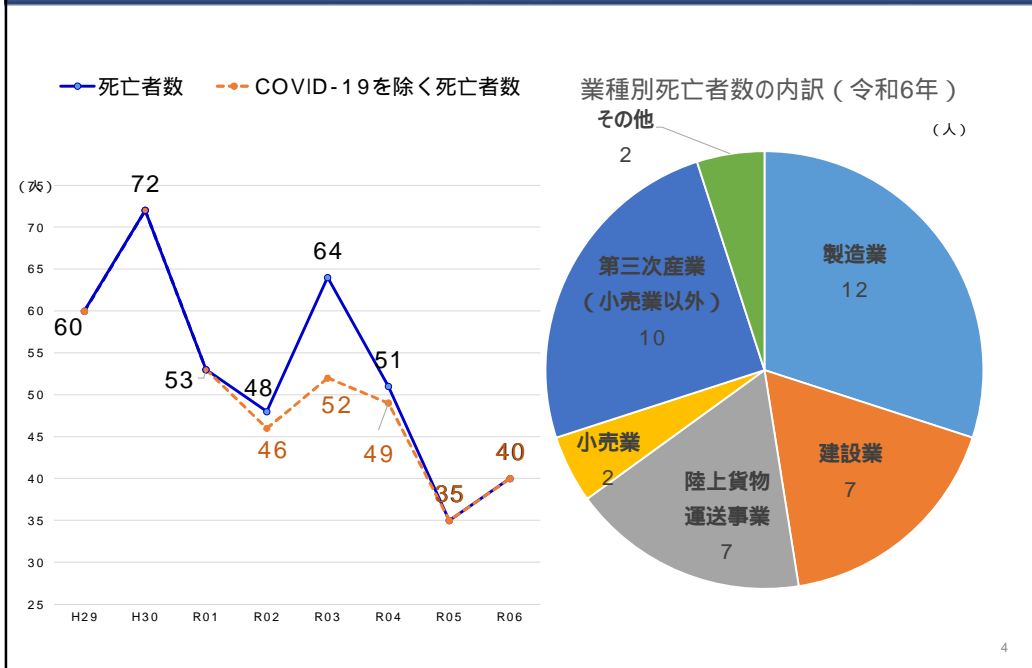


1. 死傷者数は平成10年までは労災保険給付データ、平成11年以降は労働者死傷病報告による。
2. 死亡者数、休業4日以上の死傷者数ともに新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの。

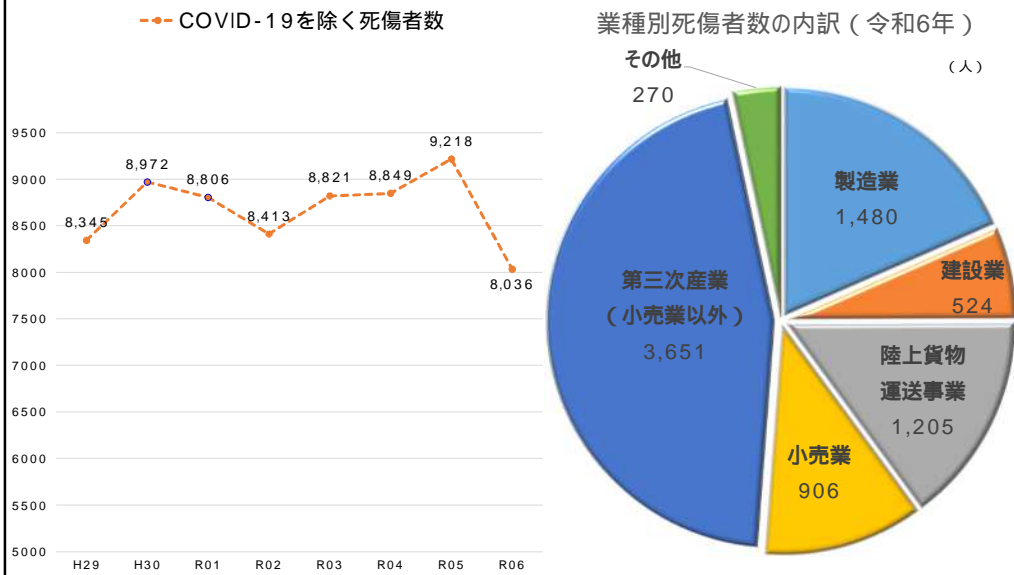
大阪労働局 第14次労働災害防止推進計画の進捗状況(令和5年確定値)



令和7年1月10日現在の労働災害発生状況(死亡災害)(大阪労働局)

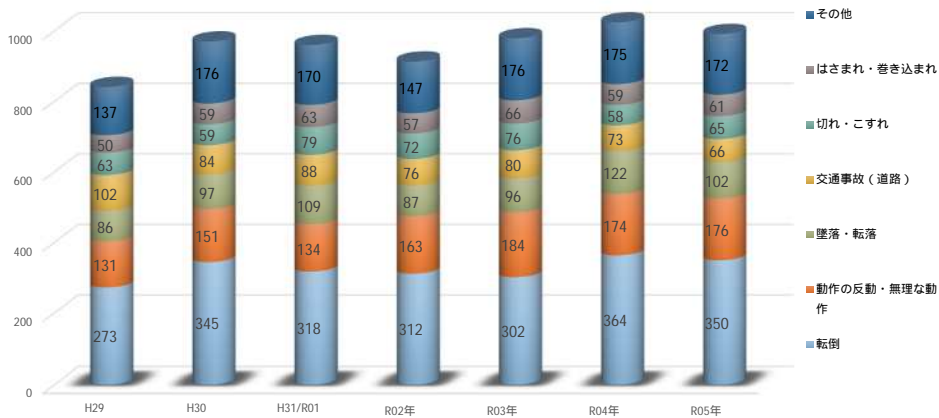


令和6年12月末現在の労働災害発生状況（死傷災害）



5

大阪労働局管内 小売業 事故の型別 死傷災害発生状況（平成29年～令和5年）



事故の型別 死傷者数（人）	H29	H30	H31/R01	R02年	R03年	R04年	R05年
転倒	273	345	318	312	302	364	350
動作の反動・無理な動作	131	151	134	163	184	174	176
墜落・転落	86	97	109	87	96	122	102
交通事故（道路）	102	84	88	76	80	73	66
切れ・こすれ	63	59	79	72	76	58	65
はさまれ・巻き込まれ	50	59	63	57	66	59	61
その他	137	176	170	147	176	175	172
合計	842	971	961	914	980	1025	992

6

第14次労働災害防止推進計画

アウトプット指標とは

労働者の協力の下、事業者が安全衛生管理活動に取り組んでもらうための目標

アウトカム指標とは

事業者がアウトプット指標を達成した結果として期待される指標

アウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体としては、

- ・ **死亡災害**については、2022年と比較して、2027年においては、**5%以上減少**する。
- ・ **死傷災害**については、2021年までの**増加傾向に歯止めをかけ**、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに**減少に転ずる**。

7

第14次労働災害防止推進計画 アウトプット指標 と アウトカム指標

アウトプット指標	アウトカム指標
(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 ・ 卸売業・小売業 / 医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷者数を2027年までに2022年の死傷者数以下とする。 ・ 転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。
(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 増加が見込まれる60歳代以上の死傷者数を2027年までに2022年の死傷者数以下とする。
(ウ) 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人労働者の死傷者数を2027年までに2022年の死傷者数以下とする。

8

第14次労働災害防止推進計画 アウトプット指標 と アウトカム指標	
アウトプット指標	アウトカム指標
(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進	
<p>・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。</p>	<p>・陸上貨物運送事業の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。</p>
<p>・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。</p>	<p>・建設業の死亡者数を2027年までに2022年と比較して15%以上減少させる。</p>
<p>・機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。</p>	<p>・製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。</p>

9

第14次労働災害防止推進計画 アウトプット指標 と アウトカム指標	
アウトプット指標	アウトカム指標
(オ) 労働者の健康確保対策の推進	
<p>・企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。 ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。</p>	<p>・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。</p>
<p>・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80%以上とする。 ・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。</p>	<p>・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。</p>
<p>・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。</p>	<p>・労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することが想定される。</p>

10

第14次労働災害防止推進計画 **アウトプット指標** と **アウトカム指標**

アウトプット指標	アウトカム指標
(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進	
<p>・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。</p> <p>・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。</p> <p>・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し、活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。</p>	<p>・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。</p> <p>・増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。 当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの</p>

大阪発・新4S運動

The poster features a colorful design with the text "Osaka 新4S運動" and "Safety brings people Satisfaction and Shining Smiles." It includes icons for Safety (安全), Satisfy (満足), Shine (輝く), and Smile (笑顔). Below these are four activity boxes: "安全見える化活動", "安全Study活動", "リスク評価推進活動", and "命綱GO活動". A large image shows diverse workers smiling. At the bottom, it lists the organizers: "大阪労働局・管内各労働基準監督署" and "各労働災害防止団体", along with the date "令和6年度版".

安全見える化活動

「年間安全衛生計画」を作成し、実行することにより「安全衛生活動」を見える化する。

事業場・現場・店舗等の総点検を実施し、「危険場所」、「危険箇所」及び「危険作業」を見える化する。墜落・転落、転倒、はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ等の危険場所等を「危険マップ」により見える化する。

交通事故の危険を感じた事例（ヒヤリ・ハット事例）の収集、交通KYTや交通安全情報マップの活用などで「交通労働災害防止活動」を見える化する。

各企業・事業場・現場・店舗等におけるトップ自らが安全衛生に対する取組を宣言し、すべての労働者と安全衛生意識を共有する。

- ・建設業における「現場所長安全宣言」を現場の見やすい場所に掲示
- ・製造業における「工場長安全宣言」を事業場の見やすい場所に掲示
- ・小売業や飲食店の各店舗における「店長安全宣言」をバックヤードの見やすい場所に掲示

熱中症を防止するため、暑さ指数を表示して危険の度合いを見える化し、熱中症になった時の対応も見える化する。

階段中央部に黄色線を入れるとともに、
上げ部分に黄色い
を入れたことにより、
左側通行の徹底、
接触事故を防止



毎日、WBG T 値
を測定し、現場に掲
示することで、熱中
症に対する警戒意
識の高揚に繋がった

13

安全Study活動

作業員への安全衛生教育の促進はもとより、各級管理者等に対する安全衛生教育についても計画的に行う。

危険体感教育の実施により、作業員の危険感受性を高める。

eラーニング教材を活用した教育にも取り組む。

建設業における送り出し教育を確実に実施する。

正社員以外の労働者に対し作業内容を理解させ、雇入れ時の安全衛生教育を確実に実施する。

高齢労働者、外国人労働者等においては、身体機能の低下や作業に不慣れなことなどによる災害の発生が懸念されることから、雇入れ時教育や危険体感教育等について、母国語教材を取り入れるなどそれぞれの特性に応じた教育を行う。

- 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和2年3月16日付け基安発0316第1号。エイジフレンドリーガイドライン。）に基づく取組の促進を図る

入職一年未満の経験の浅い者に対する安全作業スキルアップ教育を実施する。

労働者自らも進んで安全衛生教育を受講し、危険感受性を高め、健康の保持増進に努める。



Eラーニングも有効

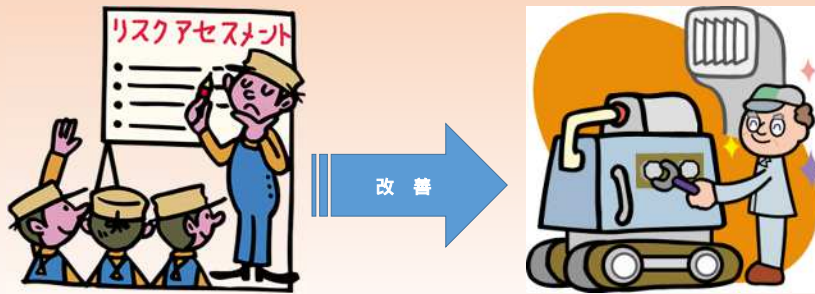
14

リスク評価推進活動

事業場規模やこれまでの取り組み状況に応じて職場におけるヒヤリハット事例収集やKY活動を展開。
職場に潜む危険性又は有害性の洗い出し、特定を行い、リスクの見積り、リスク低減措置の検討等を経て、それに基づく措置の実施を行うリスクアセスメントを広く定着させていく。

労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針に基づく「年間安全衛生計画」を樹立。
自主的安全衛生活動を活性化し、ステップアップを図る。

- 厚生労働省ホームページに掲載する「機械安全化の改善事例集」等を参考に非正常作業も含めた機械のリスクアセスメント等の実施の推進を図る。あわせて、残留リスク情報等はリスクアセスメント等を実施する際に重要であることから、機械の譲渡者等に対し、機械に関する残留リスク情報等の通知を促す。



15

命綱GO活動（いのちつなごうかつどう）（参考）

建設現場において、墜落制止用器具の確実な使用を徹底するため、墜落制止用器具試行訓練（作業前に墜落制止用器具の点検を兼ねて、単管等にてフックの着脱訓練を行う）を実施する。

墜落制止用器具使用の重要性を再認識し、墜落危険箇所では作業者間で相互の使用の確認を徹底する。

作業床や手すりの設置が困難な場所での作業時に親綱等墜落制止用器具取付け設備の設置を徹底する。

二丁掛け墜落制止用器具を基本に、高所作業における墜落時の衝撃を緩和するフルハーネス型墜落制止用器具の使用を徹底する。



試行ゲートで点検と訓練



フルハーネス型墜落制止用器具

16

安全衛生教育 について

労働安全衛生規則第35条（安全衛生教育）

雇い入れ時 又は **作業内容を変更したとき**

機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する
こと。

安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法
に関すること。

作業手順に関すること。

作業開始時の点検に関すること。

業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。

整理、整頓及び清潔の保持に関すること。

事故時等における応急措置及び退避に関すること。

前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要
な事項

まんがでわかる 日本国 小売業の安全衛生



厚生労働省
職場のあんぜんサイト

小売業

- ▶ 日本橋 [PDF形式: 18_458KB] Ⓞ
- ▶ 中興性 [PDF形式: 18_529KB] Ⓞ
- ▶ タカログ語 [PDF形式: 18_467KB] Ⓞ
- ▶ インドネシア語 [PDF形式: 18_457KB] Ⓞ
- ▶ ミャンマー語 [PDF形式: 18_514KB] Ⓞ
- ▶ モンゴル語 [PDF形式: 18_498KB] Ⓞ
- ▶ ぶらぶら語 [PDF形式: 18_458KB] Ⓞ
- ▶ 英語 [PDF形式: 18_491KB] Ⓞ
- ▶ ベトナム語 [PDF形式: 18_486KB] Ⓞ
- ▶ クメール語 [PDF形式: 18_498KB] Ⓞ
- ▶ タイ語 [PDF形式: 18_501KB] Ⓞ
- ▶ ネパール語 [PDF形式: 18_486KB] Ⓞ
- ▶ スペイン語 [PDF形式: 18_472KB] Ⓞ
- ▶ 韓国語 [PDF形式: 18_458KB] Ⓞ

マンガでわかる働く人の安全と健康
(教育用教材)

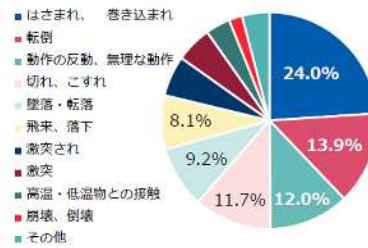


外国人労働者の労働災害発生状況（全国）

業種別・事故の型別の死者数（令和5年）

事故の型	死者数(人)											合計
	巻き込まれ、踏き込まれ	転倒	動作の反動、無理な動作	切れ、こすれ	墜落・転落	飛来・落下	激突され	激突	高温・低温物との接触	崩壊・倒壊	その他	
製造業	879	352	265	388	129	227	132	135	119	56	59	2,741
建設業	207	76	65	96	186	130	71	61	20	39	46	997
陸上運輸運送事業	54	34	53	6	29	15	34	27	1	4	6	263
農業・畜産・水産業	76	45	24	32	49	22	58	17	4	0	12	339
商業	67	67	61	56	27	28	22	24	18	8	31	409
保健衛生業	8	78	133	6	17	3	7	10	1	0	25	288
採掘・鉱業	12	74	29	56	32	10	6	9	42	0	17	287
情報・通信	25	27	19	12	29	6	5	16	3	2	4	148
その他	31	34	33	9	23	17	8	7	3	4	31	206
合計	1,359	787	682	661	521	458	343	306	211	113	231	5,672

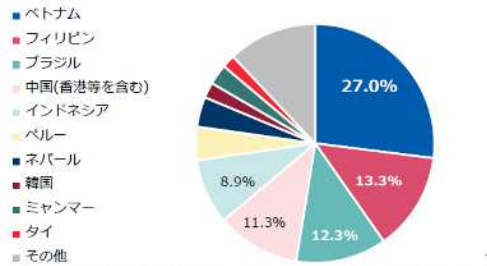
事故の型別の死傷者数割合（令和5年）



国籍/地域別・在留資格別の死傷者数（令和5年）

国籍/地域別	在留資格別											合計
	身分に 関係なく	技能 実習	特定 技能 労働者	特定 技能 労働者 （高度 技能 労働者 枠内）	特別 技能 労働者 （高度 技能 労働者 枠内）	特別 技能 労働者 （高度 技能 労働者 枠外）	特別 技能 労働者 （高度 技能 労働者 枠外）	特別 技能 労働者 （高度 技能 労働者 枠外）	特別 技能 労働者 （高度 技能 労働者 枠外）	特別 技能 労働者 （高度 技能 労働者 枠外）	特別 技能 労働者 （高度 技能 労働者 枠外）	
ベトナム	44	864	303	166	36	61	49	3	1,530			
フィリピン	533	141	45	5	15	10	5	0	754			
ブラジル	693	0	0	0	1	1	1	0	696			
中国(香港等を含む)	266	156	57	72	38	7	42	5	643			
インドネシア	39	300	121	15	20	18	9	1	503			
ペルー	246	0	0	0	0	1	0	0	256			
ネパール	15	15	13	64	13	0	110	0	230			
韓国	300	0	3	9	0	3	1	3	319			
ミャンマー	7	78	24	10	0	20	10	0	158			
タイ	35	31	5	2	2	0	3	2	100			
その他	280	107	26	82	90	40	54	4	683			
合計	2,259	1,692	597	427	235	161	294	18	5,672			

国籍/地域別の死傷者数割合（令和5年）



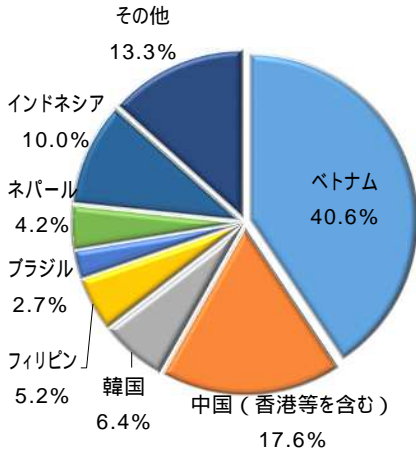
データ出所：労働者死傷病報告（令和5年）※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。

データ出所：労働者死傷病報告（令和5年）※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。

外国人労働者の労働災害発生状況（大阪労働局）

令和5年 外国人労働者における労働災害の状況（事故の型別前年比較）
（事故の型別：在留資格別死者数（新型コロナウイルス感染症の感染による労働災害を除く）休業4日以上）

令和5年 国籍/地域別の死傷者数割合



種別	専門的技術的知識の取得義務										計	構成比	増減率
	外国人労働者	外国人労働者	外国人労働者	外国人労働者	外国人労働者	外国人労働者	外国人労働者	外国人労働者	外国人労働者	外国人労働者			
全産業	103	59	41	4	99	27	96				330	100.0%	6.5%
運搬・転落	8	5	3	13	1	18					40	12.1%	60.0%
転倒	13	6	4	12	3	16					44	13.3%	10.0%
衝突	2	2	2	2	2	4					8	2.4%	11.1%
吊索・落下	12	8	3	6	3	5					26	7.9%	16.1%
墮落・倒壊	1	1	1	2	2	3					6	1.8%	14.3%
衝突・接触	6	4	2	10	2	3					21	6.4%	61.5%
はさまれ、巻き込まれ	29	14	14	2	31	3	16			1	82	24.8%	11.8%
切れ、こわれ	11	6	4	1	15	4	6				37	11.2%	9.8%
踏み潰せ				1							1	0.3%	
おぼれ													
高温・低温の物との接触	2	2		4	4	2					12	3.6%	71.4%
有害物質との接触	2	2				2					4	1.2%	300.0%
感電													
爆発													
破裂	1	1									1	0.3%	
火災													
交通事故（道路）	1	1				2	1				4	1.2%	50.0%
交通事故（その他）													
製作の反動・無理な動作	13	6	4	1	3	4	18				39	11.8%	25.8%
その他	2	2	2			1	1				4	1.2%	100.0%
分類不能													

上段は、令和5年の死者数、下段の（ ）内は、令和4年の死者数 下段右側：労働者死者報告書 19

外国人労働者の労働災害防止対策

業務経験が比較的短い

日本語そのものの理解が不十分

コミュニケーション不足により、職場の「危険」の伝達・理解も不足

アウトプット指標（2027年まで）

母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

アウトカム指標（2027年まで）

外国人労働者の死者数を2027年までに2022年の死者数以下とする。

外国人労働者への安全衛生教育や健康管理を実施

外国人労働者が、内容を確実に理解できる方法で行う。（母国語や視聴覚教材の使用）

使用させる機械等、原材料等の危険有害性や取扱方法を確実に理解させる。

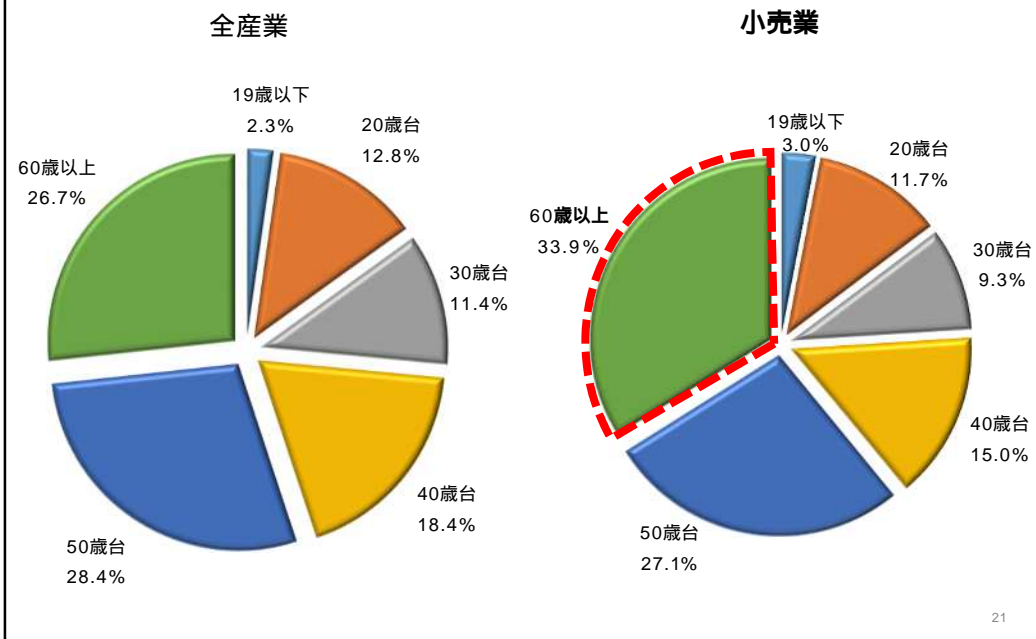
標識、掲示及び表示等に図解を用いる、母国語で注意喚起語を表示する。等

職場のあんぜんサイト
外国語対応の動画教材

厚生労働省 ホームページ
外国人労働者の安全衛生対策について

外国人労働者
安全衛生管理の
手引き

大阪労働局管内 **年齢別** 死傷災害発生状況（令和5年）



エイジフレンドリーガイドラインの概要
(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)



1 安全衛生管理体制の確立

- **経営トップによる方針表明と体制整備**
経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。
- **高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施**
高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

- **身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主にハード面の対策）**
身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。
- **高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主にソフト面の対策）**
敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

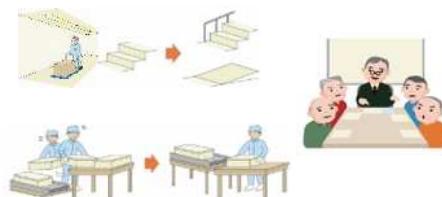
- **健康状況の把握**
雇入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。
- **体力の状況の把握**
事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。
健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- **個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応**
基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。
- **心身両面にわたる健康保持増進措置**
「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルズ指針）」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

- **高年齢労働者、管理監督者等に対する教育**
労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。
(再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。)



転倒災害の防止対策について

全国的に転倒災害は増加傾向にあります。
特に50歳以上の女性の割合が高く、平均休業日数も長くなる傾向にあります。

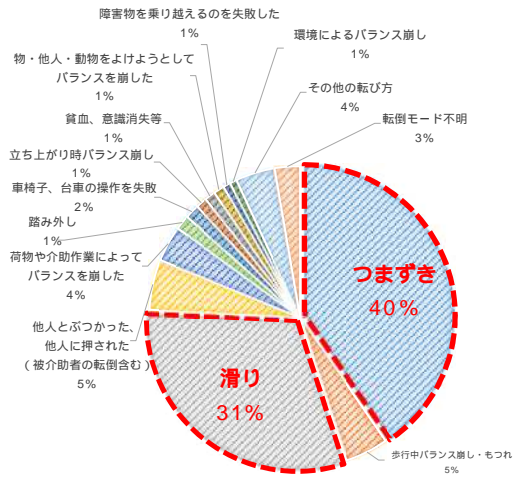
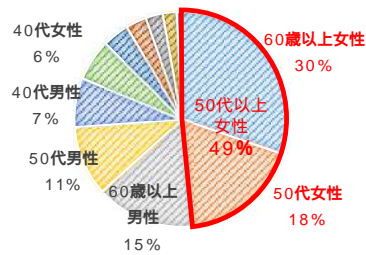


転倒災害による平均休業日数（令和5年）**48.5日**

労働者死傷病報告による休業見込日数



性別・年齢別内訳（令和5年）



23

転倒災害の防止対策について

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策



- (なし) 何も無いところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)
▶ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)



- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)
▶ バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底



- 通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)
▶ 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消

- 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒 (8%)
▶ 適切な通路の設定
▶ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」



- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)
▶ 設備、什器等の角の「見える化」












- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
▶ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

出典：「労働者の転倒災害（業務中の転倒による重症）を防止しましょう」（厚生労働省、R5）より

24

転倒災害の防止対策について

「滑り」による転倒災害の原因と対策

- ❑  **凍結した通路等で滑って転倒（25%）**
➢ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する（★）
 - ❑  **作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒（19%）**
➢ **水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。**
（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底）
 - ❑  **水場（食品加工場等）で滑って転倒（16%）**
➢ 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
➢ **防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工（★）**
➢ 隣接エリアまで濡れないよう処置
 - ❑  **雨で濡れた通路等で滑って転倒（15%）**
➢ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
- （★）については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できません
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます
-  
エイジフレンドリー補助金 中小規模事業者
安全衛生サポート事業

出典：「労働者の転倒災害（業務中の転倒による重症）を防止しよう」（厚生労働省、R5）より

25

SAFEコンソーシアム と SAFEアワード について

SAFEコンソーシアム

令和5年度
SAFEアワード
取組事例集



SAFEアワード

令和5年度に応募のあった
全事例を事例集として取りまとめました。
（PDFファイル 86ページ）



<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/award/2023/>

26

荷役作業時における労働災害防止対策 (陸上貨物運送事業における労働災害防止のためのガイドライン)

<h3 style="text-align: center;">荷役作業の安全対策ガイドライン</h3> <p style="text-align: center; font-size: small;">(最終改正：令和5年3月28日付け基発0328第5号)</p> <p>陸運事業者の実施事項</p> <p>管理体制の確立 具体的な防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 墜落、転落による労働災害の防止対策 ・ フォークリフト、ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策 ・ 転倒による労働災害の防止対策 <p>安全衛生教育の実施 荷主等との連絡調整</p> <p>→ 『安全作業連絡書』の使用 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置 運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保</p> <p>連絡調整</p> <p>荷主等の実施事項</p> <p>改善基準告示()の遵守 陸運業者に荷役作業を行わせる場合は事前に通知 陸運事業者との連絡調整</p> <p>→ 『安全作業連絡書』の使用 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置 疲労に配慮した休憩時間の確保、 着時刻の弾力化 安全に荷役作業を行える場所、機械等の確保</p>	<h3 style="text-align: center;">交通労働災害防止のためのガイドライン</h3> <p style="text-align: center; font-size: small;">(最終改正：平成30年6月1日付け基発0601第1号)</p> <p>管理体制の確立等 適正な労働時間の管理、走行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 走行計画の作成 ・ 点呼等の実施 ・ 荷役作業を行わせる場合の措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保 ・ 荷の適正な積載 <p>教育の実施 ・ 交通危険予知訓練</p> <p>意識の高揚 ・ 交通安全情報マップの作成</p> <p>荷主・元請事業者による配慮等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過積載運行の防止 ・ 改善基準告示()の遵守 ・ 安全な走行が出来ない発注の禁止 ・ 到着時間の再設定等の措置 <p>健康管理</p>
---	--

改善基準告示：自動車運転者の労働時間等の改善のための基準

【要請】 荷主の協力が必要です

「荷主」って誰のこと？



当社は商品を受け取るだけなので関係ないですね。

荷物の受け取り先



大きい会社のことかな。うちは小さいから関係ないはずね。

中小企業



いいえ。
荷主というのは、荷物の出し手である発荷主だけでなく、荷物の受け取り手である着荷主も該当します。
 また、会社の規模など関係ありません。
 皆さんの行動も、トラックドライバーの方の長時間労働の削減のためにとっても大切です。

ご協力をお願いします

【お知らせ】

令和7年1月1日から労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されました

電子申請に当たっては、厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」をご活用いただくスムーズです。当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、④については該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

- ① **事業の種類**
日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食品品製造業>水産食料品製造業>水産包詰・瓶詰製造業
- ② **被災者の職種**
日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食料品製造従事者
- ③ **傷病名及び傷病部位**
該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名: 興奮>切断
傷病部位: 頭部>鼻
- ④ **災害発生状況及び原因**
5つの記入欄にそれぞれ記入してください。
- ⑤ **国籍・地域及び在留資格**
該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に当たっては、労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス
【必ず活用ください】

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。

厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の手続き負担の軽減や業務効率化の促進を支援します。
届出する情報の正確・迅速の観点、ガイドラインに基づき入力した情報をお互いに確認し、必要に応じて修正を行うことができます。
また、入力した情報は最終的に保存されますので、作業の一時中断や、再入力などの場合に再入力が可能です。

※ 令和7年1月1日より、労働安全衛生法関係の届出、以下の帳票も電子申請が義務化されます。これらの帳票にも、入力支援サービスをご利用ください。

- 届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス
- 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス
- 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス
- 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス
- 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

スマートフォンからの電子申請も可能です！
入力支援サービスを利用した電子申請にもりから申請書のダウンロードが可能です。

入力支援サービスのご活用を！ 29